

保税地域における国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアについて

経緯

- ・ 美術品等の国際的なオークションや、様々なアートギャラリーが一堂に集まり作品を展示販売するアートフェアを開催しようとする動きがある。
- ・ それらは、文化の振興や国際物流・経済の活性化等に繋がるものであることを踏まえ、本件について、保税地域の活用を可能とするもの。
- ・ 既に許可を受けている保税地域に加え、新たに保税地域の許可を受けて開催することも可能である。

保税地域の活用

○ 保税地域とは

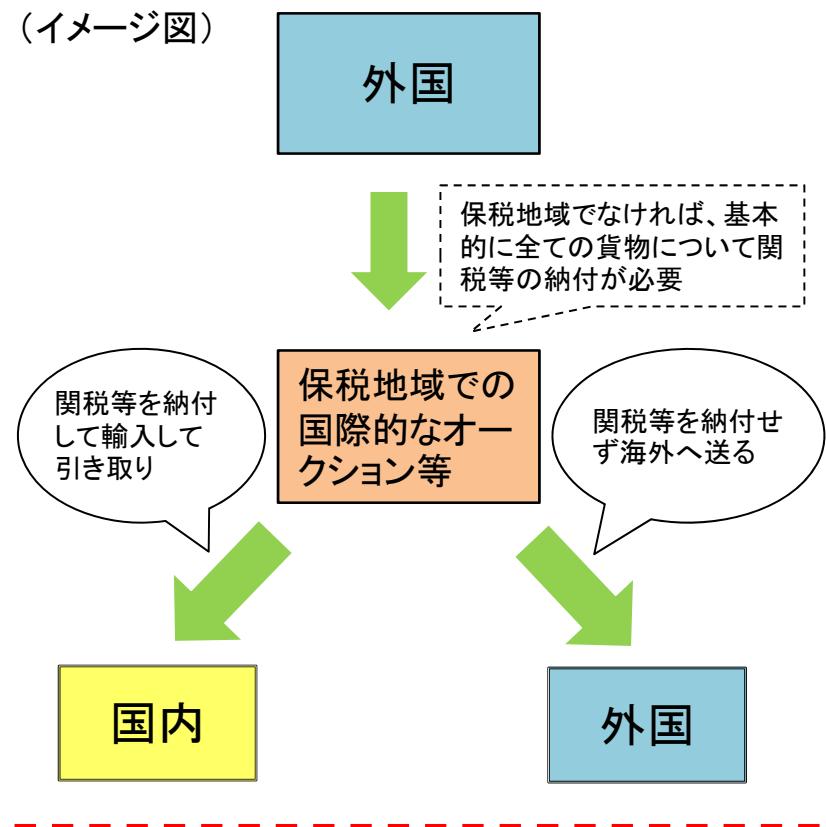
保税地域とは、外国貨物についての蔵置や展示ができる場所である。

○ 関税等の取扱いについて

保税地域では、関税、内国消費税及び地方消費税を課されることなく外国貨物の蔵置等を行うことができる。

保税地域でのオークションにおいて落札又はアートフェアあるいはギャラリーにおいて販売された外国貨物は、日本国内に引き取られる場合は、外国貨物の輸入となるので、輸入手続を行い、関税等の納付が必要となる。

一方、外国貨物が輸入されることなく、外国へ送られる場合は、関税等の納付は必要ない。



国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアにおける保税地域の活用

国際的なオークション・ギャラリー：保税蔵置場

保税蔵置場とは

特定の場所や施設で、外国貨物を置くことができる場所として、税関長が許可する保税地域

保税蔵置場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税蔵置場許可申請書
- ②最近の事業報告書等
- ③保税蔵置場及びその付近の図面
- ④貨物管理に関する社内管理規程(CP) 等

国際的なオークション・ギャラリーにおける活用にあたって

- 貨物の管理
- 入退場者の管理又は厳格な貨物管理
※ 厳格な貨物管理
 - 監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視 又は
 - 電子タグを活用した防犯ゲートの設置等
- 輸入等手続き
- 国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等の保管も可能 等

国際的なアートフェア：保税展示場

保税展示場とは

国際博覧会、見本市等において、外国貨物を展示する会場として使用できる場所として、税関長が許可する保税地域

保税展示場の許可を受けるには

税関に相談の上、申請書類を提出し、審査を受ける

- ①保税展示場許可申請書
 - ②保税蔵置場の②~④書類
 - ③博覧会等の名称、目的内容、開催期間及び開催者の名称を記載した書類 等
- ※国・地方公共団体の後援等が必要

国際的なアートフェアの開催にあたって

- 貨物の管理
- 輸入等手続き
(展示物品の購入の申込みがあった場合、輸入等の必要な手続きを行った後、購入者に引き渡す)

等

開催フロー

